

競争入札参加資格審査申請書
(標準書式案)

記載要領

- 1 申請書類の記載事項の基準日は、
 - ・ 建設工事においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とする。
 - ・ 建設工事以外の物品製造・委託等においては、競争参加資格審査の申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とする。
- 2 申請書類に用いる文字はJ I S第一水準・第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えること。

3 申請書（様式1（共通書式））の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。（※は行政庁において記入）
- (2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付す。
 なお、(1 新規)とは、(申請先地方公共団体)に対して過去に一度も申請をおこなっておらず、初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請をおこなっていない場合をいう。
- (3) 「03 業者コード」欄は、「01」において「2：更新」の区分を選択した場合において、前回の資格審査に伴い付された業種コードを記入すること。（なお、当欄については番号の前に※を付し、行政庁において記入することも可）
- (4) 「04 建設業許可番号」欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り記入し、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記する。
- (5) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書を取得年月日及び番号を記載する。
- (6) 「07 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。
- (7) 「09 本社（店）住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰め記載する。
- ① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないこと。
- ② 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。
- (例) チヨタニケンセツ

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東 | 京 | 都 | 千 | 代 | 田 | 区 | 霞 | が | 関 | 2 | - | 1 | - | 2 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

- ③ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。

| 種類 | 株式会社 | 有限会社 | 合資会社 | 合名会社 | 協同組合 | 協業組合 | 企業組合 | 合同会社 | 有限責任事業組合 | 経常建設共同企業体 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|----------|-----------|
| 略号 | (株) | (有) | (資) | (名) | (同) | (業) | (企) | (合) | (責) | (共) |
| 種類 | 一般財団法人 | 一般社団法人 | 公益財団法人 | 公益社団法人 | 特例財団法人 | 特例社団法人 | | | | |
| 略号 | (一財) | (一社) | (公財) | (公社) | (特財) | (特社) | | | | |

(例) チヨタニケンセツ

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (株) | 千 | 代 | 田 | 建 | 設 | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

- ④ 「10 代表者氏名」欄、「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空けること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 千 | 代 | 田 | | 太 | 郎 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 千 | 代 | 田 | | 太 | 郎 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

- ⑤ 「12 本社（店）電話番号」欄、「13 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「14 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

(例)

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 3 | - | 1 | 2 | 3 | 4 | - | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

- ⑥ 「15 電子入札用ICカードの登録番号」欄には、（申請先地方公共団体）の電子入札システムに登録された企業ID（複数ある場合には代表的なものを1つ）を記入すること。

なお、電子入札用ICカードを持っていない場合、「なし」と記載すること。

- ⑦ 「16 メールアドレス」欄については、（申請先地方公共団体）からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

- ⑧ 「17 申請代理人」欄は、行政書士が代理申請する場合に使用する。代理申請をする場合、押印については本欄に押印すれば足り、「10 代表者氏名」欄への押印は不要である。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。

- (8) 「18 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (9) 「19 営業年数」欄には、

【建設工事の場合】

競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切り捨て）を記載する。

【物品製造・委託等の場合】

競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

- (10) 「20 総職員数」欄には、基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。
- (11) 「21 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。
- (12) 「22 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「該当しない」にレ点を入れること。
- (13) 【建設工事に係る書類】
競争参加資格希望工種表（様式2-1）
「23 完成工事高」の各欄については、次により記載する。
ア「① 競争参加資格希望工種区分」欄には、（申請先地方公共団体）が設定した工事種別に対応した競争参加資格希望工種を記載する。
イ「② 年間平均完成工事高」欄には競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「① 競争参加資格希望工種区分」欄のその他に一括して計上する。なお、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。
また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。
なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。
ウ「③ 申請を希望する部局」欄については、地方公共団体内の複数の資格審査部局に申請を希望する場合に、同欄の枠内に希望する部局名を記載し、当該部局の下欄に「① 競争参加資格希望工種区分」欄に記載した競争参加資格希望工種ごとに○印を付する。
- (14) 【物品製造・委託等に係る書類】
競争参加資格希望業種表・経営状況調査（様式3-1）
「23」の各欄については、次により記載する。
ア「① 競争参加資格希望業種区分」欄には、（申請先地方公共団体）が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）を記載する。
イ「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）ほか、希望する業種以外の業種の実績高はその他に一括して計上する。なお、「③ 直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④ 直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。
また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。
ウ「⑤ 申請を希望する部局」欄については、（申請先地方公共団体）内の複数の資格審査部

- 局に申請を希望する場合に、同欄の枠内に希望する部局名を記載し、当該部局の下欄に「① 競争参加資格希望業種区分」欄に記載した競争参加資格希望業種ごとに○印を付する。
- エ 「24 有資格者数」欄については、（申請先地方公共団体）が指定する資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。
- なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。
- オ 「25 自己資本額」の各欄については、次により記載する。
- 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。
- また、外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。
- カ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。
- キ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。
- ※ 個人にあっては、「④ 計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。
- ク 「26 経営状況（流動比率）」欄の「① 流動資産」、「② 流動負債」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。「③ 流動比率」の欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

4 添付書類の作成方法

添付書類については、以下の書類を基本とするが、各地方公共団体において地域の実情を踏まえて追加又は省略することを可能とする。

【建設工事に係る添付書類】

- (1) 営業所一覧表（様式2-2）の各欄については、次により記載する。

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示すコードについては、下表のコードを用いること。また、各営業所毎に保有する建設業許可業種に○印を付する。

| | |
|-----|-------------------------------|
| コード | 営業区域 |
| 01 | 申請先都道府県全域（都道府県のみ対象） |
| 02 | 申請先市区町村全域 |
| 03 | 申請先都道府県内の一部の市区町村の区域（都道府県のみ対象） |

- (2) 建設業の許可申請書の写し

建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号（別表を含む。）で申請日の直近のもの写しをいう。

- (3) 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則第21条の4定める別記様式第25号の12による通知書の写しをいう。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書の写しを

それぞれ提出する。

(5) 納税証明書

直前1年間における（申請先地方公共団体）が求める税の納入状況についての税務官公署が発行する証明書をいう。

(6) 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。（正本を提出すること。）

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(7) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明（印影部分含む。）である写しに限り、写しによって差し支えない。

【物品製造・委託等に係る添付書類】

(1) 営業所一覧表（様式3-2（物品製造・委託等））の各欄については、次により記載する。

この様式については申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとするが、申請する営業所に対応した「営業区域」を示すを表わすコードについては、下表のコードを用いること。

| コード | 営業区域 |
|-----|-------------------------------|
| 01 | 申請先都道府県全域（都道府県のみ対象） |
| 02 | 申請先市区町村全域 |
| 03 | 申請先都道府県内の一部の市区町村の区域（都道府県のみ対象） |

(2) 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出する。

(3) 登録証明書等

「23」①に記載された業種に係る各登録等についての登録官公署が発行する証明書をいう。
なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(4) 財務諸表類（1年分）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(5) 納税証明書

直前1年間における（申請先地方公共団体）が求める税の納入状況についての税務官公署が発行する証明書をいう。

(6) 委任状

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。（正本を提出すること。）

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(7) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明（印影部分含む。）である写しに限り、写しによって差し支えない。